

みんなであちづくり課

町会・自治会の法人化について

草加市役所

2021/12/2

1. 町会・自治会とは

法的には…… 任意団体

(地域のボランティア団体)

多くの町会が法人格を有していない

2. 法人化の背景



町会が有している資産(集会所・会館等)は未登記もしくは
個人名義の登記であり、相続の際にトラブルが多発。
(土地の返還要求・相続税分の金銭の要求など)



町会・自治会の法人化が認められ、団体名義で不動産
登記ができるようになった。

(平成3年:地方自治法の260条の2の改正により)

3. 町会が法人になるには？

「不動産又は不動産に関する権利を保有していること又は保有する予定があること」とされていたが・・・

不動産等の保有を前提とせず、
「地域的な共同活動を円滑に行う」ために、法人化が可能に！
(令和3年11月地方自治法第260条の2の改正により)



市長の認可・告示により法人化
(認可地縁団体:草加市に21団体)

認可:認めること

告示:公にすること

4. 法人化の要件

- ①町会が良好な地域社会の形成や維持を目的として
現にその活動を行っていること
- ②町会の区域が客観的に定められていること
- ③町会の区域に住所を有する全ての個人が会員になる
ことができ、相当数の者が現に会員になっていること
(草加市では区域内人口の過半数の会員数が必要)
- ④町会が法人に相応しい規約を定めていること
 - 1.目的 2.名称 3.区域 4.主たる事務所の所在地
 - 5.構成員の資格に関する事項 6.代表者に関する事項
 - 7.会議に関する事項 8.資産に関する事項

5. 法人化までの流れ

- ①事前相談
- ②総会又は臨時総会(省略可能)
 - ・法人化着手についての議決
- ③規約の改正・会員名簿の作成
- ④総会又は臨時総会
 - ・法人化の申請
 - ・規約の改正
 - ・代表者の決定
 - などについて議決
- ⑤申請
- ⑥審査
- ⑦認可・告示

6. 申請に必要な書類

- ①認可申請書
- ②町会・自治会の区域を示した地図
- ③規約(会則)
- ④法人化申請をすることについて町会の総会で議決したことを証する書類(総会議事録)
- ⑤構成員の名簿(世帯でなく個人単位)
- ⑥町会の活動概要書(過去3年分の総会資料)
- ⑦代表者に関する書類
(総会議事録・承諾書・代表者の職務執行の停止及び職務代行者選任の有無、代理人の有無に関する書類)